

3 所得確認書類について(入学金補助の申請・就学支援金【新制度】対象外の生徒が対象)

保護者等の状況	審査書類
<p>1 保護者が住民税を課されている場合（次のア～ウのいずれかの場合）</p> <p>ア 保護者が住民税の全額を給料から控除する特別徴収により納付している（給与所得者）</p> <p>イ 保護者が住民税の全額を普通徴収により納付している（自営業など）</p> <p>ウ 特別徴収と普通徴収の両方の方法で納税している</p>	<p>● 保護者の令和8年度の課税証明書</p> <p>※ 令和3年度より「市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書」については、提出書類として認められません。</p> <p>※ 令和5年度より「市町村民税・県民税納税通知書(普通徴収の場合)」については、提出書類として認められません。（就学支援金と同様）</p>
<p>2 保護者が住民税を課税されていない場合（生活保護受給世帯以外）</p>	<p>● 保護者の令和8年度非課税証明書</p>
<p>3 保護者が令和8年1月1日時点で生活保護を受給している場合</p>	<p>● 生活保護受給証明書</p> <p>※ 令和8年1月1日時点で受給していることが読み取れるもの</p>
<p>4 児童福祉法に規定する児童福祉施設又は児童福祉法に規定する里親に養護されている生徒の場合</p> <p>かつ、親権者が施設の長又は児童相談所長であり、他に生計維持者がいない場合</p>	<p>● 生徒本人の令和8年度(非)課税証明書</p> <p>* ただし、生徒に収入がなく、申告していないために非課税証明書が発行されない場合は、書類提出は不要。以下により非課税区分として取り扱うことが可能です。</p> <p>・ 第1号様式の1「学費軽減申請書」の「申請者(保護者等)」の欄には生徒本人を記入するとともに、申請書余白に学校で「施設入所」等と記載してください。</p>
<p>5 保護者が中国残留邦人等の支援給付を受給している場合</p>	<p>次の(1)、(2)の両方</p> <p>(1) 実施機関（福祉事務所等）の長が発行する「支援給付受給証明書」</p> <p>(2) 家族の人数が確認できる書類</p>